

通達甲（総.企.被管）第8号

平成18年6月28日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

総 務 部 長

被害者支援総合管理システム運用要綱の制定について

[沿革] 平成24年 3月 通達甲（総.企.被給）第4号

26年 5月 同（副監.総.情.セ1）第24号

令和2年 8月 同（副監.総.企.被管）第10号

5年 3月 同（総.企.被給）第3号改正

このたび、別添のとおり、被害者支援総合管理システム運用要綱を制定し、平成18年7月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

制定の趣旨

被害者支援に係る各種支援活動及び情報を一元的に管理運用し、適正かつ効率的な支援活動を図るため、新たに要綱を制定するものである。

別添

被害者支援総合管理システム運用要綱

第1 目的

この要綱は、指定被害者支援、犯罪被害者等に対する公費の支出（以下「公費支出」という。）、被害者等（被害者及びその家族又は遺族をいう。以下同じ。）に対するカウンセリング、犯罪被害者等早期援助団体等との連携による被害者支援（以下「早期援助団体等連携」という。）、犯罪被害者等に対する給付金の支給（以下「犯罪被害者等給付金支給」という。）及びその他の被害者支援にかかる情報（以下「被害者支援情報」という。）を一元的に管理する被害者支援総合管理システム（以下「システム」という。）の適正かつ効率的な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

システムの運用については、警視庁情報セキュリティに関する規程（平成26年5月27日訓令甲第22号。以下「セキュリティ規程」という。）、警視庁情報管理システム運用要綱（平成18年4月14日通達甲（副監・総・情・企1）第8号。以下「情報管理システム運用要綱」という。）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 情報の分類及び管理の基準

セキュリティ規程第5条第2項の規定による被害者支援情報の分類及び管理の基準は、機密性中、完全性低及び可用性低とする。

第4 運用所属等

1 運用所属

企画課、交通総務課、交通捜査課、地域総務課、公安総務課、刑事総務課、生活安全総務課、組織犯罪対策総務課及び各方面本部（以下「本部指定所属」という。）並びに高速道路交通警察隊及び各警察署（以下「警察署等」という。）をシステムを運用する所属（以下「運用所属」という。）とする。

2 端末装置

本部指定所属及び警察署等に設置するシステムを運用するための端末装置とする。

第5 システムの管理運用体制

1 企画課長は、対象業務管理者（情報管理システム運用要綱に定める対象業務管理者をいう。）として、システムの総合的な管理運用に当たるものとする。

- 2 運用所属の長は、所属におけるシステムの適正な管理運用に当たるものとする。
- 3 運用所属の長は、システムを運用するために必要とする範囲内で、端末装置の操作担当者を指定するものとする。

第6 システムへの登録等

1 登録所属

システムへの登録は、各種支援活動を行った所属において行うものとする。

2 登録内容の確認

本部指定所属は、その主管する支援活動に関し、登録内容を確認できるものとする。

3 登録内容の修正又は削除

運用所属の長は、登録した情報のうち、自所属で修正又は削除のできないものについては、警視庁犯罪被害者支援室（以下「犯罪被害者支援室」という。）に電話により修正又は削除の依頼をするものとする。

4 登録事項

(1) 新規登録

被害者支援情報を登録する必要のある事案を認知したとき。

(2) 指定被害者支援

初期支援、被害者連絡及び訪問・連絡活動を行ったとき。

(3) 公費支出

診断書料、診断書を作成するために受診した際の診察料、緊急避妊薬に係る費用、性感染症検査に係る費用、人工妊娠中絶に係る費用、カウンセリングに係る費用、宿泊施設の提供に係る費用又は供花等の購入に係る費用等の公費による支出の必要があるとき。

(4) 被害者等に対するカウンセリング

当庁のカウンセラーによる精神的支援の必要性を認め、被害者等及び関係者が要望したとき。

(5) 早期援助団体等連携

早期援助団体等による支援の必要性を認めたとき又は被害者等が早期援助団体等の支援を希望したとき。

(6) 犯罪被害者等給付金支給

犯罪被害者等給付金の支給対象となる犯罪被害を認知したとき。

(7) その他の被害者支援に係る情報

被害者等から弁護士会等による法律相談の申出があったとき。

(8) 要員管理

初期支援要員、被害者特別支援員及び警察署等の警務課（高速道路交通警察隊にあっては庶務係）において被害者支援を担当する者（被害者支援推進員を含む。）を指定したとき。

5 他所属への依頼

犯罪被害を認知した警察署等と事件を処理する警察署等又は被害者等の居住地を管轄する警察署とが異なり、支援を他の警察署等に依頼する必要が生じた場合は、必要なデータを送信するものとする。

ただし、道府県警察に依頼する場合は、犯罪被害者支援室に必要なデータを送信するものとする。

第7 情報の管理等

1 出力資料は、必ず施錠設備のある場所に保管して適切に管理し、紛失又は情報の漏えいの防止に努めるものとする。

また、廃棄する場合は、焼却、裁断等の復元できない方法により行うものとする。

2 各種支援の経過又は結果を確認するために、事案一覧表を出力した場合は、情報管理システム運用要綱に定める入出力資料管理票に、所要の事項を記載の上、作成から廃棄に至るまでの経過を明らかにし、適正に管理するものとする。

3 入力資料は、別に保管方法が定められているものを除き、用済み後は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に処分するものとする。

第8 教養

運用所属の長は、システムの適正な運用について教養を行い、情報の管理及び安全対策の万全を期するものとする。